

DBJ デジタルソリューションズ株式会社 女性活躍推進に関する行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日 ～ 2027年3月31日（5年間）

2. 目標

目標1：管理職に占める女性管理職の割合を16%以上とする

目標2：女性社員の育児休業取得後の復帰率を100%とする

3. 取組内容と実施期間

①管理職育成等を目的とした研修の実施

2022年4月～ 長期的なキャリア形成を支援するための研修やリーダーシップ研修等を実施する。

②仕事と家庭の両立支援制度の浸透

2022年4月～ 下記の仕事と家庭の両立支援制度の周知や利用促進を図る。

制 度	内 容
妻の出産休暇	配偶者が出産する場合に、2日間の休暇を取得できる。
育児参加休暇	1歳未満の子の育児のために、最長5日間の休暇を取得できる。
育児休業	1歳未満の子を養育するために休業を取得できる。また、特別な事情（保育園に入所を希望しているが入所できない等）がある場合には、子が2歳になるまで育児休業を延長することができる。
育児短時間勤務	子が小学3年生の年度末に達する日を上限に、1日2時間を限度として短縮することができる。また、特別な事情がある場合小学6年生の年度末まで延長することができる。
介護休業	要介護状態にある家族を介護する社員等は、93日間を上限に休業を取得できる、また、特別な事情がある場合365日まで延長することができる。
介護短時間勤務	要介護状態にある家族を介護する社員等は、93日間を上限に1日2時間を限度として短縮することができる。また、特別な事情がある場合3年間まで延長することができる。

※ 他、育児・介護両立者に対象を限定せず、利用可能な制度として、コアタイムありフレックス制度及び在宅勤務制度あり。

以上